

## 「指定特定相談支援および指定障害児相談支援」重要事項説明書

当事業所は  
障害者総合支援法（八潮市指定 第 1131000166 号）  
児童福祉法（八潮市指定 第 1171000035 号）  
の指定を受けています

当事業所は契約者に対して、指定特定相談支援サービスおよび指定障害児相談支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆ 特定相談支援および障害児相談支援とは

契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況やご契約者と、その家族等の希望をうかがい、「サービス等利用計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者のサービス等利用計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者およびその家族等、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

## 1. 事業者

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 福祉楽団                           |
| (2) 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1<br>WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) 電話番号  | 043-307-2828                          |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 飯田 大輔                             |
| (5) 設立年月  | 2001 年 12 月 7 日                       |

## 2. 事業所

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類    | 指定特定相談支援事業所 八潮市指定 1131000166 号<br>指定障害児相談支援事業所 八潮市指定 1171000035 号<br>(特別養護老人ホーム 杜の家やしおに併設) |
| (2) 事業所の名称    | 居宅介護支援センター 杜の家やしお  |
| (3) 事業所の所在地   | 埼玉県八潮市鶴ヶ曾根 567 番 1   |
| (4) 電話番号      | 048-999-7667   |
| (5) 事業所長（管理者） | 庄司 栄幸  |
| (6) 開設年月      | 2014 年 4 月 1 日   |

## 3. サービス提供者の義務（契約書第 10 条、11 条）

事業者は、契約者に対してサービスを実施するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産について安全が確保できるように合理的な配慮をします。
- ② 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成します。この記録の所有権は、事業者に帰属し、サービス完結の日から 5 年間保管します。
- ③ 契約者の人権の擁護、契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
  - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
  - (6) 苦情解決制度の周知
- ④ 事業者およびその従業者は、サービスを実施するにあたって知り得た契約者および家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

#### 4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 八潮市

(2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※土日祝日でも相談に応じます。
サービス提供時間	9時00分～17時00分 ※上記以外の時間でもご相談に応じます。
電話受付時間	9時00分～17時00分

#### 5. 職員の体制

事業者は、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※厚生労働省が定める人員に関する基準を満たしています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員	合計	職務の内容
1	管理者	1名		1名	相談支援専門員の管理、 業務の実施状況の把握・ その他の管理
2	相談支援専門員	1名以上		1名以上	利用者の生活相談 サービス等利用計画の 作成

#### 6. 事業者が提供するサービスの特徴

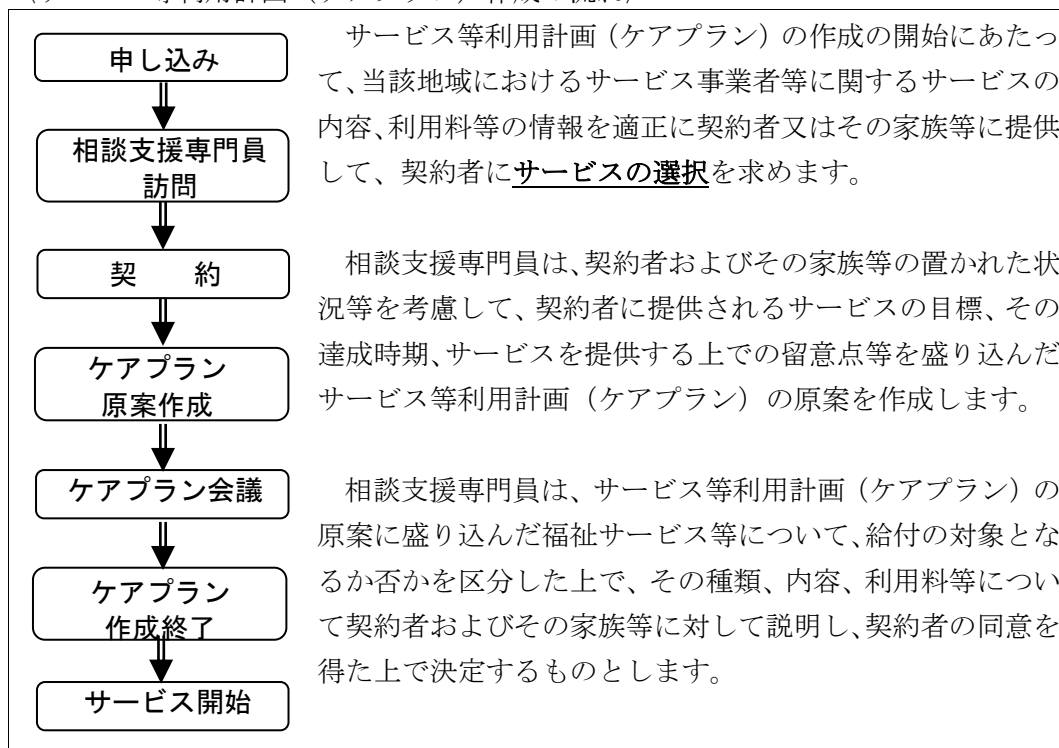
私たちは、社会福祉法人福祉楽団 法人理念に基づいて、質の高いケアを追求しています。

##### (1) サービスの内容

###### ① サービス等利用計画の作成

契約者の家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、指定障害福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画（ケアプラン）作成の流れ〉



② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者およびその家族等、障害福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。
- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、支給決定等に係る申請に必要な援助を行います。

③ サービス等利用計画の変更

契約者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者またはその代理人双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 入所施設等の紹介

契約者が、居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、契約者またはその代理人が指定障害者（児）支援施設への入居または入院を希望する場合には、入居施設等の紹介その他の便宜の提供を行います。

## 7. 利用料金

サービス利用料金については、通常の場合、利用料金は障害者総合支援法及び、児童福祉法

から給付されますので、契約者の利用料金負担はありません。

※但し、事業者がサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者はサービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、事業者が担当の相談支援専門員を決定します。

### (2) 相談支援専門員の交代

#### ① 事業者からの相談支援専門員の交代

事業者の都合により、相談支援専門員を交代することがあります。

相談支援専門員を交代する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

#### ② 契約者からの交代の申し出

選任された相談支援専門員の交代を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交代を申し出ることができます。但し、契約者から特定の相談支援専門員の指定はできません。

## 9. 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに契約者またはその代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の概要およびその後の措置について、記録を作成し、契約者またはその代理人に説明をおこないます。

重大な事故に関しては、市区町村に報告します。

## 10. 損害賠償について（契約書第13条、14条参照）

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。また、事業者の責任によらない損害については、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

② 契約者等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した居宅介護支援を原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合

## 11. 契約の終了について

事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

但し、次のような事由に該当する場合、契約を終了することになります。

（契約書第 21-23 条参照）

《契約が終了する事由》

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 契約者の特定相談支援給付費および障害児相談支援給付費が取り消された場合
- ③ 契約者が入居施設に入居した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 事業所が障害者総合支援法および児童福祉法の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑦ 契約者、事業者から解約の申し出があった場合。詳細は以下、(1)、(2) を参照。

### (1) 契約者からの終了の申し出(中途解約・契約解除)

- ① 事業者またはその従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者またはその従業者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者またはその従業者が故意または重大な過失により、契約者の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合、もしくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### (2) 事業者からの申し出により契約解除させていただく場合

- ① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者等が、故意または重大な過失により事業者またはその従業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合もしくは、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 契約者等が、事業者またはその従業者ならびに他の利用者等に対して、身体的暴力、精神的暴力、性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為、不当な性的な接触等のセクシャルハラスメント、時間的拘束、繰り返し行為、優越的な地位の利用、店舗外拘束、誹謗中傷を含む不当な要求等の著しい迷惑行為を行った場合

## 11. 苦情の受付について

### (1) 杜の家やしおにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 山田 翔太

[解決責任者] 石川 大輝

受付時間 9:00~17:00

電話番号 048-999-7667

○投書による受付

郵送先 埼玉県八潮市鶴ヶ曾根 567 番 1

○電子メールによる受付

yashio@gakudan.org

### (2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。苦情解決に社会性や客観性を確保し、契約者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するために、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を諮ります。また、苦情申し出人が、杜の家に苦情の申し出をしにくい場合は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

氏名	職種	連絡先
竹嶋 信洋	社会福祉士	k-best@kanto.me
山田 恵太	弁護士	Yamada@mieli-law.jp

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

八潮市健康福祉部 障がい福祉課	所在地 埼玉県八潮市中央一丁目 2-1 電話番号 048-996-2964 F A X 048-997-5445
埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1 階 電話番号 048-822-1243 F A X 048-822-1406

## 12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年 1 回実施しております。	

余 白

私は、指定特定相談支援サービスまたは、障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

**説明者**

居宅介護支援センター 杜の家やしお

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービスまたは、障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名

印

署 代 理 人 住 所

氏 名

印